

# 償還猶予の申請方法についての御案内

## 1 償還猶予の申請が可能な場合及び必要書類について

	償還猶予の申請が可能な場合	必要書類
①	地震や火災等に被災した場合	被災証明書、り災証明書の被災したことが確認できる資料
②	病気療養中の場合	診断書、病状証明書等の病気療養中であることが確認できる資料
③	失業又は離職中の場合	退職証明書、離職等の失業又は離職中であることが確認できる資料
④	奨学金や事業者向けのローン（住宅ローンを除く。）など、他の借入金の償還猶予を受けている場合	他の借入金の償還猶予を受けていることが確認できる資料
⑤	自立相談支援機関に相談を行った結果、当該機関において、償還猶予を受けることが適当であるとの意見を受けた場合	自立支援機関からの意見書
⑥	①～⑤以外で償還が難しい場合	提出資料なし ※必ず申請書中の「申請理由欄内」に償還が難しい状況を具体的に記入してください。

※免除申請中の方も申請が可能です。

## 2 申請方法

上記①～⑤の方：右記の申請書に必要事項を記入し、切り取り線で切り離して上記必要書類と併せて郵送。

上記⑥の方：右記の申請書に必要事項を記入し、切り取り線で切り離して申請書のみ郵送。

※「申請理由欄内」の記入がない場合、不備扱いとなり審査に時間がかかりますので御注意ください。

## 3 申請期限について

令和7年1月からの償還猶予を希望する場合、令和6年11月29日（金）（消印有効）までに申請してください。

※令和6年12月17日以降の申請は令和7年2月からの償還猶予となるため、令和7年1月分を償還する必要があります。

## 4 審査結果について

書面にて結果を通知します。※申請から結果の発送まで1か月～1か月半ほどかかります。

※審査状況により償還免除を申請中の方にも通知が届く場合があります。

## 5 住民税非課税以外の理由による償還免除申請について

償還開始以降に次のいずれかに当てはまる方は、別途、償還免除申請が可能です。申請を希望する場合、まずは下記の問い合わせ先まで御連絡ください。

- ・生活保護を受給している方
- ・精神保健福祉手帳（1級）又は身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けている方

【問い合わせ先】

お問い合わせ番号：《資金コード》《貸付コード》

埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当

【電話番号】 050-2018-1839 【受付時間】 平日 9:00～17:00

[https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem\\_33.html](https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem_33.html)

